

避難確保計画の作成 について

避難確保計画について

資料5-4

平成28年8月台風10号等の過去の災害で、逃げ遅れによる多数の死者が発生したことを受け、平成29年6月に水防法等を改正

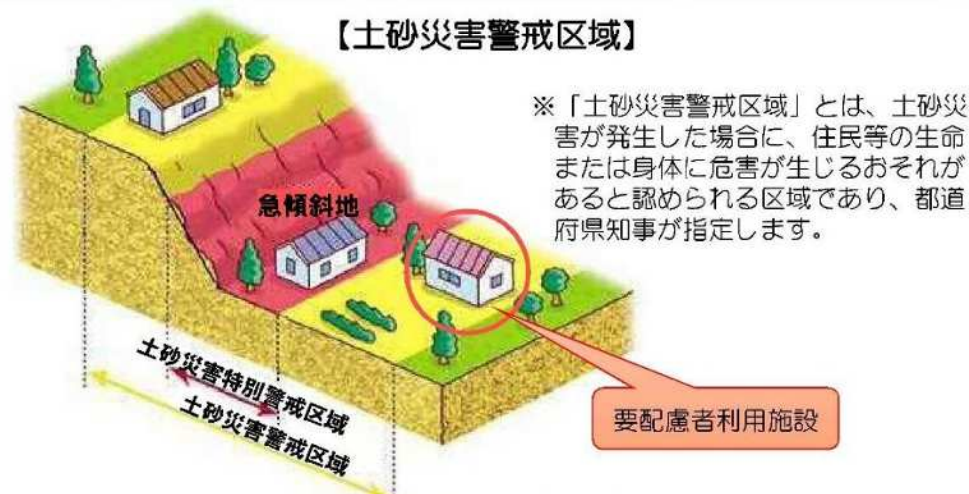
「水防法等の一部を改正する法律（平成29年法律第31号）」の施行により、要配慮者利用施設の避難体制の強化を図るため『水防法』及び『土砂災害防止法』が平成29年6月19日に改正されました。

ポイント!

浸水想定区域や土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設※の管理者等は、**避難確保計画**の作成・**避難訓練**の実施が**義務**となりました。 ※ 市町村地域防災計画にその名称及び所在地が定められた施設が対象です。



※「洪水浸水想定区域」とは、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域であり、河川等管理者である国または都道府県が指定します。



※「土砂災害警戒区域」とは、土砂災害が発生した場合に、住民等の生命または身体に危害が生じるおそれがあると認められる区域であり、都道府県知事が指定します。

避難確保計画の作成手順

資料5-4

①洪水・土砂災害のリスクを確認してください

はじめに、施設の災害(洪水浸水想定区域や土砂災害警戒区域に入っているか)をハザードマップまたはガイドマップかわさきにより、確認してください。

<洪水ハザードマップ>

<https://www.city.kawasaki.jp/530/page/0000018174.html>

<土砂災害ハザードマップ>

<https://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000017971.html>

<ガイドマップかわさき(防災マップ)>

<http://kawasaki.geocloud.jp/webgis/?p=0&bt=0&mp=150-60&>

※拡大縮小ができるためおススメ!

不明な場合は、危機管理本部初動対策担当へご連絡ください。

電話044-200-2841

洪水ハザードマップの見方①

洪水浸水想定区域(多摩川水系)

洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲、深さを示したものです。

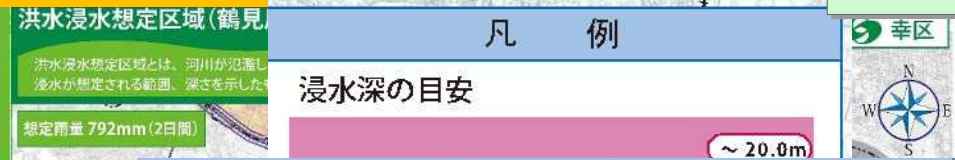
想定雨量 588mm(2日間)



洪水浸水想定区域(鶴見川水系)

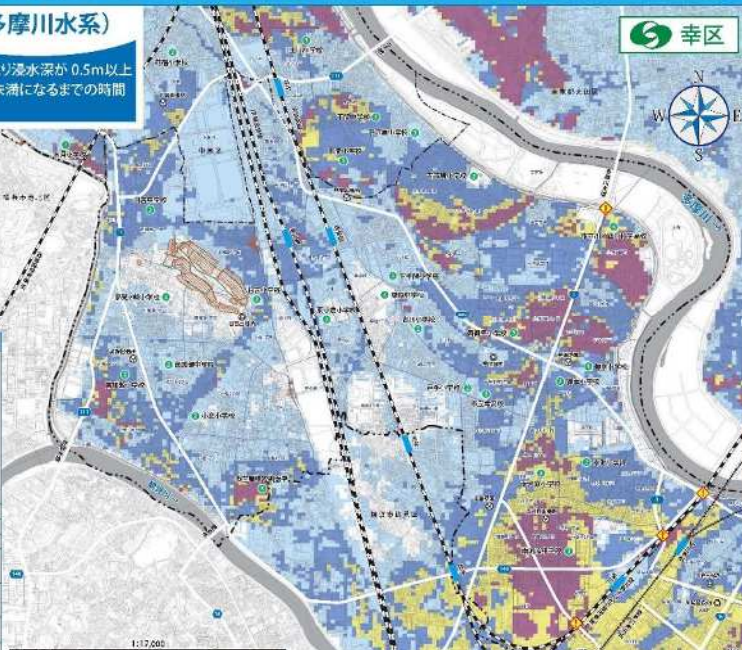
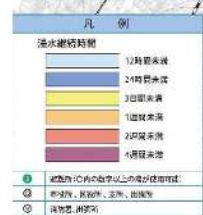
洪水浸水想定区域とは、河川が氾濫した場合に、浸水が想定される範囲、深さを示したものです。

想定雨量 792mm(2日間)



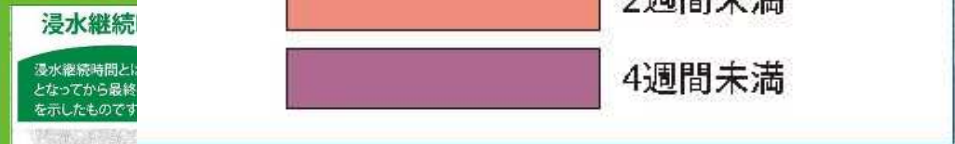
浸水継続時間(多摩川水系)

浸水継続時間とは、洪水により浸水深が0.5m以上となってから最終的に0.5m未満になるまでの時間を示したものです。



浸水継続時間(鶴見川水系)

浸水継続時間とは、洪水により浸水深が0.5m以上となってから最終的に0.5m未満になるまでの時間を示したものです。



	避難所(○内の数字以上の階が使用可能)
	市役所、区役所、支所、出張所
	消防署、出張所
	警察署
	土砂災害警戒区域(平成29年3月時点) 土砂災害防止法に基づき県が指定した区域であり、土砂災害への注意が必要な区域です。
	急傾斜地崩壊危険区域(平成29年3月時点) 市民からの要望により、急傾斜地法に基づき県が指定した

避難確保計画の作成手順

資料5-4

②避難確保計画を作成してください

避難確保計画作成の「てびき」と、必要事項を記入することで避難確保計画が完成する「ひな形」を用意しております。市ウェブサイトからダウンロードできますので、御活用ください。

＜洪水に備えて(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について)＞

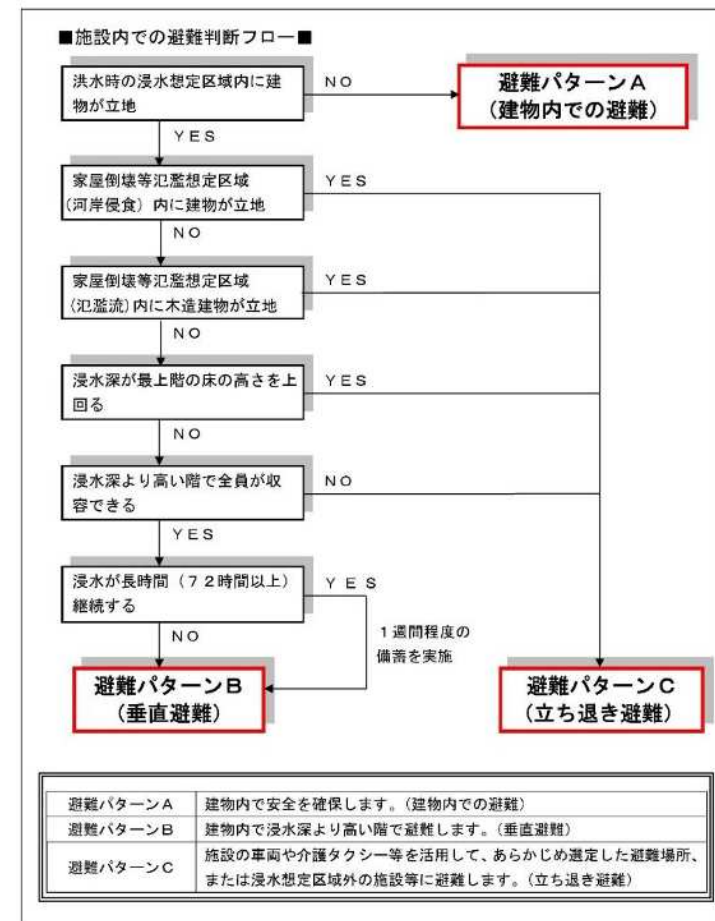
<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000058043.html>

＜土砂災害に備えて(要配慮者利用施設における避難確保計画の作成について)＞

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000023278.html>

ここがポイント

てびき内に「施設の状態に応じた避難判断フロー」を掲載してますので、避難先をご検討ください。



河川の氾濫から身を守るために

資料5-4

避難行動を考える



避難行動を考える

資料5-4

むやみな外出は控える



室内待機

避難行動を考える

資料5-4



危ないところに

居続けない。

立ち退き避難

避難行動を考える

資料5-4

落ち着いて上階へ

垂直避難



洪水からの避難行動の考え方まとめ

資料5-4



市が発表する避難に関する情報

資料5-4

避難情報の新たな提供方法(R3.5.20～)

警戒レベル4避難指示で必ず避難。避難勧告は廃止。

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 <p>災害発生 又は切迫</p>	<p>きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1</p>	<p>これまでの避難情報等</p> <p>災害発生情報 (発生を確認したときに発令)</p>
<p>~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~</p>			
4	 <p>災害の おそれ高い</p>	<p>ひなんしじ 避難指示※2</p>	<p>•避難指示(緊急) •避難勧告</p>
3	 <p>災害の おそれあり</p>	<p>こうれいしゃとうひなん 高齢者等避難※3</p>	<p>避難準備・ 高齢者等避難開始</p>
2	 <p>気象状況悪化</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>	<p>大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)</p>
1	 <p>今後気象状況 悪化のおそれ</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>	<p>早期注意情報 (気象庁)</p>

【警戒レベル5】緊急安全確保

○すでに安全な避難ができず命が危険な状況です。
警戒レベル5緊急安全確保の発令を待ってはいけません！

【警戒レベル4】避難指示

○避難勧告は廃止されました。これからは、警戒レベル4避難指示で危険な場所から全員避難しましょう。

【警戒レベル3】高齢者等避難

○お年寄りや体の不自由な方など、避難に時間を要する方は、危険な場所から避難しましょう。

避難確保計画の作成手順

資料5-4

③情報の収集手段を確認してください

川崎市の「メールニュースかわさき」は、気象情報、洪水予報、避難情報などの情報をメール配信しています。

空メールを送ると登録メールが返信されます。

右QRコードから登録いただくか、下記URL

「メールニュースかわさき(市HP)」をご確認ください。

<https://www.city.kawasaki.jp/shisei/category/50-8-0-0-0-0-0-0-0-0.html>



④避難確保計画を提出してください

作成した避難確保計画は、市長に報告するよう、法律で定められています。

計画を作成しましたら、「避難確保計画作成(変更)報告書」を添えて、川崎市危機管理本部へワードファイルのままメール(60kikika@city.kawasaki.jp)で御提出ください。

避難確保計画の作成手順

資料5-4

⑤避難確保計画に基づく訓練の実施、報告をしてください

避難確保計画に基づく訓練を実施すること、及び訓練実施後に市町村長に対して訓練結果を報告することが義務化されております。

避難訓練を年1回以上実施し、実施後は概ね1ヶ月以内に、下記QRコード(オンライン申請)から報告をお願いいたします。(訓練内容を分けて複数日で実施する場合は最後にまとめて報告することもできます。)

市ホームページ「避難確保計画に基づく訓練実施結果報告」



※下記URLからも申請ができます。

<https://www.city.kawasaki.jp/601/page/0000142503.html>

※オンライン申請ができない場合は、危機管理本部初動対策担当(044-200-3682)までお問い合わせください。